

募集要項

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、随意契約（プロポーザル形式）を実施するので、次のとおり企画提案書の公募手続を開始する。

令和 6 年 11 月 13 日

沖縄県知事 玉城 康裕

1. 委託業務の内容

- (1) 業務名：令和 6 年度自動運転移動サービス社会実装検討業務（その 3）
- (2) 期間：契約締結の日から令和 7 年 2 月 17 日まで
- (3) 業務目的：本業務は、人口減少等を背景に、公共交通サービスの利用者や区間等が限られている地域において、低廉かつシンプルで持続可能な移動サービスの提供を目指し、地域公共交通の持続可能性を高めることを目的とする。
- (4) 業務内容：別添「仕様書」を参照。
- (5) 契約限度額：63,000,000 円（消費税込み）

2. 応募資格

以下の要件を満たす者であること。

- (1) 日本国内に本社を有する法人であること。
応募は単独、共同企業体どちらも可とする。
- (2) これまで、日本国内において、自動運転バスまたは電動バスの実証実験に関する業務または取組等の実績（現在進行中含む）があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。
(注) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立てをした者にあっては更正計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと及びこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 配置予定担当者等については、(2)に示す実績を有する業務管理者及び担当者を配置(担当者は少なくとも1名配置)すること。

3. 企画提案書等の提出

- (1) 質問の受付期間、提出場所、提出方法及び回答方法

ア 受付期間

公告の日～令和6年11月19日(火) 12時

イ 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階

沖縄県企画部交通政策課 交通企画班 担当:比嘉 靖洋

電話 098-866-2045 FAX 098-866-2448

メールアドレス higyshro@pref.okinawa.lg.jp

ウ 提出方法

質問票(様式1)を、持参、郵送(到着確認が可能な手段に限る)、FAX又はメールにより提出

(FAX又はメールを利用する場合は、必ず担当者に電話で着信を確認すること。)

エ 回答方法

令和6年11月20日(水)までに交通政策課ホームページにて回答する。

- (2) 応募申込書・企画提案書等の受付期間、提出場所及び提出方法

ア 受付期間

公告の日～令和6年11月25日(月) 12時

イ 提出場所

上記(1)イと同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送等(到着確認が可能な手段に限る、メール可)により提出

エ その他

詳細については、企画提案書等作成要領(別紙1)による

4. ヒアリングについて

- (1) ヒアリング対象者の選定(第1次審査)

ア 企画提案者が多い場合、別紙2の評価基準に基づく事務局審査により3社程度を選定し、ヒアリング(第2次審査)を実施する。但し、企画提案者が1社の場合は、書面開催とする場合がある。

イ 対象者の選定結果は、企画提案者全員にすみやかに通知する。

- (2) ヒアリングの実施(第2次審査)

ア 実施場所

沖縄県庁内会議室

イ 実施予定日

令和6年11月28日（木）を予定

注) 実施日、時刻、詳細な場所、留意事項等は別途連絡する。

ウ 出席者

配置予定の管理者及び担当者の中から3名以内。

(3) その他

ア ヒアリング時の追加資料は受理しない。

イ ヒアリングにおいては、提出した企画提案書を基本に説明することとし、パソコンやプロジェクター等の機器の使用は認めない。

ウ Web会議システム等を用いた遠隔説明は可能とする。その際、遠隔による説明者も出席者に含める。

5. 委託予定業者の選定

(1) 委託予定業者の選定方法

企画提案事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）による審査を経て、選定された企画提案書の企画提案者を委託予定業者（優先交渉者）として選定する。

(2) 委員会における評価基準

別紙2による。

(3) 結果の通知

選定結果は、ヒアリング対象者全員にすみやかに通知する。

なお、選定結果通知後の質問は、受け付けない。

(4) 契約の締結

委員会で選定された委託予定業者（優先交渉者）と締結する。

但し、契約が整わない場合は、委員会において、次点の企画提案書を選定する。

なお、その場合の選定結果は、当該企画提案書提出者のみに通知する。

6. その他

(1) 契約書作成の要否 要（契約書（案）を参照のこと）

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする

(3) 各期間の事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15条）第1条に定める県の休日を除き、時間帯は9:00～17:00とする。

(4) 企画提案書の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出した企画提案書及び関係資料は返却しない。

(6) 提出された企画提案書等については公表しない。

(7) 契約に関する留意事項

ア 選定された事業者と随意契約による本委託業務に係る契約締結の手続を行う。そのため、必要に応じて、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求める。

イ アで作成する仕様書は、選定された企画提案書を尊重することを原則とするが、その内容に限定されず変更もあり得るものとする。

ウ 提案内容を適切に反映した仕様書作成のために業務の具体的な実施方法について

て提案を求めることがある。

- エ 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

企画提案書等作成要領

第1 企画提案書等の作成

企画提案者は、この要領により企画提案書等を作成し提出するものとする。

第2 企画提案書等の内容

1 提出すべき企画提案書は次のとおりとする。なお、提出にあたっては、(様式3)を添えて提出すること。

- (1) 会社概要書(様式4)
- (2) 会社の業務実績(様式4-2)

過去に下記に示す同種・類似業務または取組の参画等の実績(現在進行中含む)を記入すること。

同種:国・地方公共団体等が実施した自動運転バス実証実験に関する業務または取組

類似:電動バスの実証実験に関する業務または取組

※記載業務の内容が確認できる資料を添付すること。

- (3) 業務実施体制(様式5)

業務実施体制(様式5)には、別紙(A4様式自由)で、実施体制の指揮系統、作業分担がわかる図を、配置予定者名(共同企業体の場合は会社名も)を記載の上、添付すること。なお、実施体制等については、選定委員会終了後、発注者と委託予定業者間で協議の上、発注者から変更を求める場合がある。

- (4) 配置予定者の経歴(様式6)

業務経歴については、過去に実施した(2)に示す同種・類似業務または取組等の実績を記入すること。

- (5) 配置予定者の業務実績(様式7)

過去に実施した(2)に示す同種・類似業務または取組の実績(現在進行中含む)について記入すること。

- (6) 企画提案(任意様式)

企画提案は、別添「令和6年度 自動運転移動サービス社会実装検討業務（その3）仕様書」の内容を全て満たすものとし、以下の項目を具体的に記載すること。

(A4判、10頁程度、フォントは原則11ポイントとする)

ア 業務概要・目的

イ 実施体制、業務スケジュール

ウ 仕様書 5業務内容2)～3)に関する業務（手法）提案

エ その他業務の目的を達成する為に必要となる調査や検討事項に關

すること
※エについては、必要に応じて記載するものとする。

【企画提案の書き方例】

ア) 業務概要・目的

(令和6年度の取組概要やその目的について具体的な内容を記載ください)

イ) 実施体制 (R6)

(令和6年度の実施体制について、想定される関係機関等も含め記載ください)

ウ) 業務スケジュール (R6)

(令和6年度業務のスケジュールを記載ください。また作業フローも併せて記載ください)

エ) 業務内容

1) 低廉かつシンプルで持続可能な自動運転レベル4に向けた計画立案

(1) レベル4実現に向けた全体スケジュールの計画立案

(令和6年度～8年度間の各年度の具体的な計画内容を記載ください)

(2) 地元自治体での管理や運行計画等を立案

(地元自治体だけで持続的に管理運営できる仕組みなどの具体的な内容を記載ください)

2) 低廉でシンプルな自動運転走行システムの実証実験

(1) 自動運転車両の調達・充電設備

(自動運転車両及び充電設備の特徴を具体的に記載ください)

(2) 運行ルートの確認等

(ルートや結節点の位置などの確認方法や、リスクアセスメントの具体的な取組内容を記載ください)

(3) 低廉でシンプルな自動運転走行システムの実証実験

(実証実験の検証項目や実施期間など具体的な取組内容を記載ください)

(4) 運転手等への運転技術の移転等

(具体的な取組内容を記載ください)

(7) 見積書(任意様式)

限度額 63,000,000 円(消費税込み)の範囲内で、本業務の経費(追加提案事項含む)に係る見積書を提出すること。

※見積書作成にあたっては、仕様書「8」を参照すること。

(8) 取組実績及び経歴について証明できる資料

※博士「工学」、技術士もしくはRCCM等の資格を有する者については、資格証明書等の写しを添付すること。

※取組実績については、要件の確認のため、取組ごとに契約書などの鏡の写し及び業務概要がわかる資料(仕様書、業務計画書の写し等)を添付すること。(TECRISにおいて、業務概要が確認可能な場合は省略可能)

- 2 上記1の(1)～(7)について、用紙はA4判で、番号の順に編さんし、長辺綴じとする。表紙(様式3)を入れ両面印刷とする。持参、郵送の場合、部数は9部とし、ページ番号を付記すること。
- 3 上記の(8)については、部数は2部とする。
- 4 企画提案書の提出に際し、宣誓書(様式8)を1部提出すること。
- 5 共同企業体で提出する場合は、共同企業体資格申請書(様式9)及び共同企業体協定書(様式自由)を1部ずつ提出すること。

第3 企画提案書等の提出

1 提出場所 〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(7階)

沖縄県企画部交通政策課 交通企画班 比嘉 靖洋

TEL: 098-866-2045 FAX: 098-866-2448

メールアドレス:higyshro@pref.okinawa.lg.jp

2 提出期限 令和6年11月25日(月) 12時まで

3 提出方法 持参、郵送等(到着確認が可能な手段に限る、メール可)によるものとする。

企画提案書等評価基準

評価項目	評価 ウェイト	評価の視点	評価点
1 業務の遂行体制及び事業計画の的確性	20%	業務を円滑かつ誠実に遂行できる組織体制及び業務計画、経費であるか。着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理され、効果的な実施内容となっているか。	10
2 業務目的等の理解度	20%	業務の目的や方向性を的確に捉えているか。これまで類似業務を行ったことがあるか。	10
①低廉かつシンプルで持続可能な自動運転レベル4に向けた計画立案			
3 企画提案内容	10%	①-ア（実現性）利用しようとするデータ・資料等について適切に分析され、提案内容に説得力のある実現的な内容となっているか。	5
	10%	①-イ（将来性）今後の事業展開について、将来性を考慮した効果的かつ実現可能な提案内容となっているか。	5
②低廉でシンプルな自動運転走行システムの実証実験			
	10%	②-ア（的確性）着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理され、効果的な実施内容となっているか。	5
	10%	②-イ（実現性）利用しようとするデータ・資料等について適切に分析され、提案内容に説得力のある実現的な内容となっているか。	5
	10%	②-ウ（将来性）今後の事業展開について、将来性を考慮した効果的かつ実現可能な提案内容となっているか。	5
③運転手等への運転技術の移転等			
	10%	③-ア（的確性）着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理され、効果的な実施内容となっているか。	5
評価合計点			50